

小規模飲食店に消火器の設置が義務化されます

【改正の概要】

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の火災を踏まえ、平成30年3月28日に消防法施行令が改正され、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店において、原則、延べ面積に関わらず平成31年10月1日から消火器の設置が義務付けられました。

【新たに消火器が必用となる飲食店】

飲食店で次の1、2に該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

- 1 建物の延べ面積が150㎡未満
※建物全体の面積が150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。
- 2 業として飲食物を提供するため、こんろなどの火を使用する設備又は器具を設けている。

※ こんろなどの火を使用する設備又は器具に防火上有効な措置（調理油加熱防止措置、自動消火装置等）が講じられている場合は、消火器の設置は必要ありません。

【消火器の維持管理】

新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき、6か月ごとに点検を行い、その結果を1年に1回消防へ報告することが義務となります。

・機器点検：6ヵ月ごとに実施

飲食店の関係者が自ら消火器の点検と報告ができるように、点検の方法や点検結果報告書について、総務省消防庁のホームページに掲載されています。

総務省消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

ご不明な点は、消防本部予防課予防係までお問い合わせください。

Tel0123-53-4121：夕張市消防本部予防課予防係